

後期高齢者医療制度の加入

後期高齢者医療制度とは

後期高齢者医療制度とは、現役世代と高齢者の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため、75歳以上の方を対象した新しい制度です。なお、後期高齢者医療に係る費用は、各医療保険制度（国民健康保険、健康保険など）4割と国・都道府県・市町村による負担（公費）5割と被保険者の方からの負担（保険料）1割により賄われています。

後期高齢者医療の対象となる方

- ・ 75歳以上の方
- ・ 65歳以上75歳未満で一定の障害があり、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

※ 適用除外・生活保護法による保護を受けている世帯に属する方・日本の国籍を有しない方であって、入管法に定める在留資格を有さない方

被保険者証（保険証）について

後期高齢者医療被保険者証は令和6年12月2日に新規発行が終了となっており、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)が資格確認書で受診していただくことになります。

詳細につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合のホームページ（<https://www.fukuoka-kouki.jp>）等にてご確認ください。

65歳以上75歳未満で一定の障害のある方は、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口へ申請を行い、後期高齢者医療広域連合からの認定を受ける必要がありますので、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口へお問い合わせください。

